

賃 貸 借 仕 様 書

1. 件名

学習用フィルタリングソフトウェア賃貸借

2. 目的

新たに購入した学習者用コンピュータ（以下、「端末」という。）に対し、違法・有害情報との接触を防ぎ、安心・安全なインターネット利用を補助する機能として、フィルタリングソフトウェアを実装するもの。

3. 賃貸借物件

フィルタリングソフトウェア（参考品：Jamf Safe Internet） 4,976 台分

※ 別紙「物件詳細仕様」を満たす製品であること。

※ 同等品で納品しようとする場合は、質疑回答にて入札前に承認を得ること。

4. 賃貸借期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日（6 0 ヶ月）

5. 設置場所

学校名	住 所	端末数
志免中央小学校	志免町志免中央 1 丁目 8 番 1 号	1,057 台
志免東小学校	志免町志免東 1 丁目 1 番 1 号	589 台
志免西小学校	志免町別府 2 丁目 4 番 1 号	1,204 台
志免南小学校	志免町大字吉原 5 5 6	463 台
志免中学校	志免町片峰 4 丁目 3 番 1 号	1,147 台
志免東中学校	志免町志免東 4 丁目 4 番 1 号	516 台
計		4,976 台

6. 設置条件

- (1) 賃貸借開始前までに、製造元から物件における賃貸借期間中の使用権を取得し、サービス証書を本町に提示すること。
- (2) キットインストール作業は発注者が行うものとし、必要な手順書（日本語で作成されたものであること）を提示すること。
- (3) 発注者からの問い合わせに対応すること。（開発元へのエスカレーションを含む。）

7. 見積方法

- (1) 設置にかかる費用を含めた物件費用から月額リース料（税抜）を算出すること。月額リース料（税抜）は、消費税額に1円未満の端数が出ないように調整すること。
- (2) 入札金額には、月額リース料に60を乗じた金額（賃貸借期間におけるリース料総額、税抜）を記載すること。
- (3) 固定資産税が発生する場合、リース料に含めること。
- (4) 物件について、動産総合保険に加入し、保険料はリース料に含めること。物件が保険の対象でない場合はその限りではない。
- (5) 入札時、別紙「見積内訳書」を提出すること。

8. 契約方法

- (1) 志免町と受託者との2社契約とする。
- (2) 地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (3) リース期間終了後は物件の使用を終了し、本町の責任と負担で端末から物件を抹消するものとする。ただし、本町が別途開発元から使用許諾を得ている場合はその限りではない。

9. 支払方法

- (1) 入札価格に100分の110を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。

10. その他留意事項

- (1) 設置にあたっては、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を明確化し、本町の承認を得た上で進めること。
- (2) 設置が完了するまでは、連絡調整のための協議を定期的に行い、進捗状況及び成果について、本町に報告すること。後日報告内容の提出を求めることがある。
- (3) 設置にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- (4) 設置にあたっては、個人情報の保護に留意し、別紙に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 設置に必要な資料があった場合は、本町から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- (6) 設置中に発生した事故に対する一切の責任は受託者が負うものとし、その状況を速やかに本町に報告すること。
- (7) 物件に不備があった場合、たとえ設置完了後であっても受託者の責任で速やかに改善すること。

- (8) その他、設置にあたり明記されていない事項や疑義が生じた場合は、本町と協議のうえに対処方法を決定すること

物 件 詳 細 仕 様

物件名：Web フィルタリングソフトウェア

1. 志免町教育委員会で整備した iPad（以下「端末」という。）4,976 台に対して Web フィルタリングサービスを提供すること。
2. クラウド型のサービス（SaaS：Software as a Service）であること。
3. 学校内外を問わずに Web フィルタリングが機能すること。
4. 最新の iPadOS バージョンに対して遅延なく対応していること。
5. WEB サイトがカテゴリ別に分類されており、カテゴリ別のフィルタリング設定が可能であること。
6. URL 単位でのフィルタリング設定が可能であること。
7. 端末の Web フィルタリングサービスへの登録においては、登録に必要な設定及びアプリは端末と併せて整備した端末管理システム（以下、「MDM」という。）から配布可能であり、且つ端末側での登録操作が不要であること。
8. クリプトジャッキングスパムマルウェアネットワークトラフィックフィッシングサイトへのアクセスをブロックする機能を有していること。
9. Web フィルタリング機能は端末内に実装され、動作すること。
10. Google セーフサーチ、YouTube 制限付きモードを端末に設定できること。
11. 端末をグループに分類し、グループ単位でフィルタリングポリシーを設定できること。
12. 端末のグループは、MDM と同期できること。
13. 管理者は、端末のアクセス回数やブロック件数を、カテゴリ及びアクセス先ドメイン単位で確認できること。
14. 利用開始後は、本町の Web フィルタリングサービス管理者（学校教育課）へのサポートを行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、志免町（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、再委託について発注者の承諾があるときは、第三者にその処理を委託することができる。

3 前項の規定により再委託した場合、受注者は、再委託先にこの契約で定める受注者の義務と同等の義務（安全管理措置を含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(厳重な保管及び搬送)

第6条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 受注者は、漏えい等その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第 8 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 9 条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(定期報告)

第 10 条 受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者に定期的に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第 11 条 発注者は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等により必要に応じて、受注者の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。この場合において、再委託先についても同様とする。

(その他)

第 12 条 受注者は、第 1 条から第 11 条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

令和 年 月 日

見 積 内 訳 書

件 名 学習用フィルタリングソフトウェア賃貸借

見積金額 ￥ _____ , _____ , _____ ー

(消費税相当額を含まない額。入札金額と同一とすること。)

商号・名称

代表者名

項 目	製 造 元	型 番 等	数量	単価 (円)	金額 (円)	備 考
フィルタリングソフトウェア			4,976			(1)
物 件 価 格 計						(2) = (1)
月 額 賃 貸 借 (リ ー ス) 料						(3) = (2) × 料率
賃 貸 借 (リ ー ス) 料 計						(4) = (3) × 60 = 見積金額